

福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド要綱第3条第2項の規定に基づき、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次年度に実施する基金の処分対象事業及び各事業費に関する事項
- (2) 基金の処分対象事業のうち公募による事業について、事業及び事業者の選定並びに助成額に関する事項
- (3) 基金の処分対象事業について、事業系ごみの減量・リサイクルに係る実績、費用対効果、将来的な事業発展性等の視点からの評価、事業の継続及び実証研究の方向性などに関する事項
- (4) その他事業系ごみの資源化に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数以内において市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5名
- (2) 政策金融機関職員 1名
- (3) 市職員 2名
- (4) その他必要と認める者 若干名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2号及び第3号に該当する委員については、任期中であっても、本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、市長は補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 運営委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務を処理するため、福岡市環境局循環型社会推進部資源循環推進課に事務局を置く。

(設置期限)

第8条 運営委員会の設置期限は、平成38年3月31日までとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。